

令和 6 年 12 月 9 日開催
理事会議事録（翻訳）

日 時 令和 6 年 12 月 9 日 17 時開催
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 10 名

- ー クローディア・シェレ - エフォッス（仏在外教育庁長官、法人理事長）
- ー フィリップ・セトン（駐日フランス大使/法人副理事長）
- ー ギヨム・カリオ（仏在外教育庁アジア圏代表）
- ー フレデリック・ペニヤ（仏大使館文化部次席参事官-文化参事官兼務）
- ー アンヌロール・カンペルス（法人事務局長）
- ー モラッド・ダマンヌ（法人総務部長）
- ー リヨネル・ヴァンサン（フランス商工会議所代表理事）
- ー フィリップ・フリッチ（保護者代表）
- ー ピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
- ー アレクサンドル・デュボス（教職員代表）

欠席理事（予め意見表明） 1 名

- ー マルクアントワーヌ・ユロー（仏大使館領事）

出席監事 2 名

- ー 谷 眞 人
- ー アラン・パルミエリ（アンスティチュ・フランセ会計官）

出席オブザーバー

- ー ジャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
- ー リシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）
- ー アレクサンドル・ジョリ（在外フランス人議会議員）

ーティエリ・コンシニー（在外フランス人議会議員）

ーフランソワ・ルーセル（在外フランス人議会議員）

欠席オブザーバー

ージェレミー・フォラ-ジェム（フランス大使館公使）

ーエリック・モレ（仏大使館大学交流担当官）

ーマリージョゼ・マリー（在外フランス人議会議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、17時15分開会。

出席者数：理事10名、議題に関して予め意見を表明した理事1名

投票者数：11名、監事2名、オブザーバー5名

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

1. 事務関連議題

1.1 議事の承認

全会一致で承認される。

1.2 2024年6月20日開催理事会の議事録の承認

全会一致で承認される。

1.3 理事・評議員の変更

理事：

- モラッド・ダマンヌ氏（学園経理・総務部長、法人総務部長、評議員）が、2024年8月31日に退任したクロード・ウレン氏の後任として、2024年9月1日より理事に就任。
- シャルランリ・ブロソー氏（仏大使館文化参事官）が2024年9月16日付で理事を退任（参事官ポストは次席参事官のペニヤ氏が兼務）。

評議員：

- ジェレミー・フォラ-ジェム氏（仏大使館公使）が、2024年8月31日に退任したニコラ・ティリエ氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- アルノー・ル・マソン氏（仏大使館総務部長）が、2024年8月31日に退任したクリスティーヌ・シモン氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- シャルランリ・ブロソー氏（仏大使館文化参事官）が2024年9月16日付で評議員を退任。

- アメリ・アルグ氏（領事補佐）が、2024年8月31日に退任したジャンクリストフ・ビヨール氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- カリーヌ・デュビエ氏（仏教育省視学官）が、2024年8月31日に退任したティエリ・ヴィアル氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- モラッド・ダマンヌ氏（学園経理・総務部長、法人総務部長、評議員）が、2024年8月31日に退任したクロード・ウレン氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。

理事会オブザーバー：

- ニコラ・ティリエ氏の後任として、ジェレミー・フォラ-ジェム氏（大使館公使）がオブザーバーとして参加。
- アleksandr・ジョリ氏の後任として、2025年2月1日よりマチュー・セゲラ氏（在外フランス人議会議員）がオブザーバーとして参加。

評議員会オブザーバー：

- Aleksandr・ジョリ氏の後任として、2025年2月1日よりマチュー・セゲラ氏（在外フランス人議会議員）がオブザーバーとして参加。

採決：

賛成：11

反対：0

棄権：0

1.4 新職員の承認

別紙の職員リスト参照：

採決：

賛成：11

反対：0

棄権：0

1.5 評議員の構成及び寄附行為の改正

校長から要旨の説明がある。

2024年6月12日の評議員会及び2024年6月20日の理事会で明示したように、法人寄附行為を改正し、評議員会のメンバー構成を変更する必要がある。これは私学法の改正に伴う義務事項で、特に理事と評議員の兼任を禁じていることなどが挙げられる。

ここに提出された資料は、学校と東京都の間で確認された事項に基づいて作成したものである。東京都は、2024 年 12 月 20 日までに変更された寄附行為を提出するよう義務付けている。理事・評議員の定数、資格、構成等については 2025 年度の定時評議員会から適用され、同日新たに始まる理事・評議員の任期（4 年）は 2029 年の定時評議員会までとなる。

私立学校法改正の目的：これらの改正は、日本の私立教育機関の運営における透明性の向上、独立性の強化及び管理体制の改善を目指したものである。

私立学校法は、学校法人の管理運営体制を以下のように定めている。

- 理事会と理事
- 監事
- 評議員会
- 理事・監事・評議員の選任、資格、任期、解任に関する規則
- 理事会の責任と運営
- 財務管理、会計、透明性に関する規定
- 寄附行為の変更、学校法人の解散、合併に関する規則

私立学校のガバナンスと運営における重要な変更点は、特に以下の点に関するものである。

- 財務の透明性の強化と、理事・監事・評議員の責任の明確化
- 利害関係の衝突を避け、より均衡の取れた代表性を確保できる代表機関の構成
- 理事・監事・評議員の選任と評価に関する規制の強化。明確で特定された選任手続きと評価要件を含む
- 新しい会計基準と定期的な監査を伴う財務管理

寄附行為条文の修正、追加、削除は、この私立学校法の改正によって義務付けられたもので、東京都の指導の下進められた。

このように修正された条文は理事会で承認された後、内部規則である理事会・評議員会細則の修正をもって完成を見る。この細則の改正案は次回の会議で提出されることになる。

また東京都は、新寄附行為の審査過程で、軽微な修正を行う必要が生じた場合、理事会を必ず開催して承認を得る必要はなく、あらかじめ理事の承認を得て理事長に一任することができるため、理事会でこれについて承認を受けるよう推奨している。

新法の基準を満たすための評議員会の構成変更に関する提案は以下の通りである。

評議員会構成案

現行（細則）	提案条文	提案（細則）
評議員 16 名（仏政府・リセ代表）： 仏政府代表：12 名 （理事会で選任） ※現在、空席 1 リセ代表（仏在外教育庁派遣）： 4 名 （理事会で推薦、評議員会で選任）	評議員 8 名： 学識経験者のうちから理事会において選任	現在、理事を兼ねていない評議員は引き続き在任： 1. 仏在外教育庁教育視学官（ハノイ在） 2. 大使館公使 3. 大使館副領事 4. 大使館大学交流担当 5. 大使館総務部長 6. 大使館経理部長 7. リセ幼児・初等科校長 8. リセ副校長
評議員 3 名： 在外フランス人議会議員：2 名 （理事会で選任） 仏商工会議所代表：1 名 （理事会で選任）	評議員 3 名： 学識経験者のうちから評議員会において選任	在外フランス人議会議員 2 名 <u>※議員代表候補は議会が推薦</u> 仏商工会議所代表（理事でない者）1 名
評議員 1 名： リセ卒業生：1 名 （理事会で選任）	評議員 1 名： この法人の設置する学校の卒業生のうちから年齢 25 年以上の者で、卒業生団体から推薦され評議員会において選任された者	
評議員 2 名： 保護者代表：2 名 （理事会で選任）	評議員 2 名： この法人の設置する学校の在籍生の保護者のうちから年齢 25 年以上の者で、保護者会において推薦され評議員会において選任された者	
評議員 3 名： 法人職員代表：3 名 （理事会で推薦、評議員会で選任）	評議員 2 名： この法人の職員で、職員によって選任された者	現行の任期である 2021 年以降、任命者なし。 前任期中は、2 名の評議員がおり、1 席は空席であった。任期途中で 2 名が退任し、1 席のみ補填された。
合計：25 評議員 18 名：理事会で選任 7 名：評議員会で選任	合計：16 評議員 8 名：理事会で選任 6 名：評議員会で選任 2 名：職員によって選任	

2024 年 11 月 27 日の評議員会でも提案され、議論されたものである。

評議員会の諮問結果：賛成：16 反対：4 棄権：1

評議員会で提示されたものと、今回理事会で提案されたもの間に修正点があるのかというルーセル氏（在外フランス人議会議員）の質問に対し、カンペルス校長は同じであると回答。ルーセル氏は、過去にリセが評議員会で表明された少数派の立場を考慮して当初の提案を修正したことがあったと指摘する。保護者と在外フランス人議会議員の代表性をより高める仕組みが採択されなかったことを残念がる。

ルーセル氏は、しています。

ヴィルキャン氏（保護者代表）も、保護者の追加議席の要求について再度言及する。構成比率の制約は理解しているが、少なくとも保護者 1 名をさらにオブザーバーとして記載することを望んでいると述べる。

シェレーエフォッス理事長は、投票権なしでもう 1 名の保護者を評議員会に関与させることに興味を示し、理事会メンバーの意見を求める。

ジョリ氏（在外フランス人議会議員）は、在外フランス人議会が推薦した議員代表候補者を評議員会で選任することが可能かどうか尋ねる。校長は可能であると回答。デュボス氏は、職員代表の中にオブザーバーがいるかどうか尋ねる。ヴァンサン氏は、オブザーバーの数が多すぎると議論が煩雑になる可能性があるため、メンバー構成において一定の厳格さを保つよう警告する。

採決：

寄附行為の改正：

賛成：11

反対：0

棄権：0

理事会の事前決議を求めることなく、寄附行為の軽微な変更を行う権限を理事長（事務局）に一任することについての議決（東京都推奨）。ただし、当該変更は次回の理事会で報告されるものとする：

賛成：11

反対：0

棄権：0

評議員会の構成変更（保護者 1 名をオブザーバーとして加える）：

賛成：9

反対：0

棄権：2

2. 学校体制

2.1 新学期総括

カンペルス校長が新学期の報告を行う（生徒総数、学年別生徒数、クラス当たりの平均生徒数）。
（別紙参照）

2.2 2025 年新学期 クラス編成の見通し

カンペルス校長が、2025 年 - 2026 年度のクラス編成の見通しについて報告する。これには、幼児科生徒数の減少や、進級による中・高等科のクラス増加も引き続き含まれ、全校のクラス総数は 65 と見積もられている（本年度は 64）。

新規の入学登録に応じて、おそらく幼児・初等科教員 2 名及び幼児科アシスタント 1 名のポストを削減することが必要となるだろう（予測では幼児科 1 クラス、初等科 1 年の 1 クラスが削減される）。

（別紙参照）

フリッチ氏は、保護者代表として幼児科の生徒数減少に関する懸念を表明し、リセへの早期入学を家族に勧めることを検討するよう求める。

テソニエール氏は、英語強化コース PARLE 幼児科へ拡大したことや、リセのアソシエーション“一步一步”への受け入れがその方向性に沿うものであると説明する。

シェレル＝エフォッス氏は、幼児科への入学とその利点をアピールすることを推奨し、この傾向は在外フランス学校全体でみられる問題であることを指摘する。

テソニエール氏が、伝統的に新入生は CP に集中していたが、最近では CM1-CM2 にわずかにシフトしていると説明。カンペルス氏は、再登録率は依然として良好であることを指摘する（90% 以上）。

ジョリ氏は、東京の別の地域に新たな分校を設立する計画があるのかどうか尋ねる。カリオ氏は、リセの飽和状況に対応するため、東京の南部と横浜地域について調査検討が行われていることを認める。

ヴィルカン氏は、別館の建設時に、高等科最終学年（T1e）まで各学年に 5 クラスを設置することができると言われていたことを指摘する。カンペルス氏は、解決策は見つかるだろうが、それは教育体制に影響を与えるだろうと答える。

ルーセル氏は、DGH（総時間授業数）について質問する。カンペルス氏は、フランスの EPLE（地方公共教育機関）にあるような DGH は存在せず、TRMD（科目別授業時間分配表）に相当するものを現在作成中で、それは役員事務局の任務であると説明する。ルーセル氏は、理事会が予算を管理する機関である以上、教科ごとに必要な時間配分の算出方法に関する情報を得るのは当然だと答える。カンペルス氏は、理事会はポストの創設や廃止について決定権を持つと答える。シェレル＝エフォッス氏は、理事会は日常的な運営管理を行うべきではなく、枠組みを提供しているのだと補足する。

3. 財政問題

3.1 予算執行状況

法人総務部長のダマンヌ氏が、現在の予算状況を説明し、2024 年 9 月 30 日時点のデータを提示する。会計年度末（2025 年 3 月 31 日）までの予測は、現在のデータに基づいた暫定的なものである。

予測では、当初の予算予測を上回る純収入が見込まれている（当初予算では 1 億 3600 万円の純収入に対し、9 月 30 日時点の修正予測では 1 億 4190 万円）。

この収入増加は、様々な要因から成り立つものである。つまり、予算科目によっては収入の改善がみられるが（学校運営部門：主に新入生の増加によるもの）、他の部門ではより難しい状況がみられる（特にスクールバス部門）。

ペニヤ氏はスクールバス部門について発言し、この部門はもはや持続不可能であると指摘する。シェレル＝エフォッス氏は、リセの保護者がスクールバス費用として 400 ユーロを負担していると続ける。同時に、このサービスを廃止すると生徒数の減少につながるという代償を払わなくてはならないだろう。ダマンヌ氏は、状況の変化に応じて起こる家族の対応についてはデータが不足していると付け加える。

3.2 2025 年-2026 年度授業料

- ダマンヌ氏の報告（PPT 資料参照）
- 授業料 5%値上げの提案

参考情報として、2024 年 11 月 27 日の評議員会の意見は、反対 2、棄権 2、賛成 17 という結果であった。

ルーセル氏は、リセの保護者の少なくとも半数にとって、競合するのはいわゆるインターナショナルスクールではなく、日本の公立または私立学校であると指摘する。そして、日本の私立学校でさえ、一般的に本校よりもはるかに安価であると述べる。

ヴァンサン氏はこの報告の比較検討結果を称賛する。彼は、本校はアングロサクソン系の学校とは対象とする家庭層が異なると指摘する。本校保護者は、文化面だけでなく、経済的な側面においても本校を選択していると述べる。コンシニー氏は、奨学金制度を設けているのは我々だけかと尋ね、ジョリ氏は本校を選ぶ際の第一基準が授業料かどうか質問する。

ルーセル氏が、評議員会で言われたことを繰り返すのは我々の義務だと述べる。今年もまた、インフレ率の 2 倍の学費値上げがあるのは残念だと指摘し、日本の給与は 20 年間停滞しており、日本の生活から乖離していると述べる。日本の実際の給与水準は 30 年来停滞している。ヴィルキャン氏：これらの値上げは大きい、東京にはリセが必要だと述べる。

採決：

賛成：10

反対：0

棄権：1

3.3 今後の入札

参考情報：

複数の契約が満了を迎え、新たな入札が予定されている：

- 学校給食（現在の業者：シザーキッチン）
- 総合保守管理（現在の業者：大林組）

また、現在のスクールバスサービスが直面している大きな困難を踏まえ、スクールバスに関する新たな調査も実施される予定である。

保護者代表は、これらの仕様書作成と調査に参加することになっている。

3.4 中・高等科担任教諭手当

2024 年 6 月 20 日の理事会を受けて、2024 年 9 月 26 日の人事委員会に調査結果が提示され、全会一致で承認された。

学年	現行手当額（1 学期）	提示手当額（1 学期）
6、5、4	37,600 円（237 ユーロ）	43,804 円（276 ユーロ）
3、 2	43,100 円（272 ユーロ）	50,211 円（317 ユーロ）
1、Tle	27,400 円（173 ユーロ）	50,211 円（317 ユーロ）

任務の実態（在外フランス学校特有の中学校卒業後の進路指導の重要性、PRIO（情報・進路指導担当者）による指導に加えて、高等科 2 年と最終学年における強力な進路指導サポート）を考慮し、高等科 2 年・最終学年の担任教諭手当を中等科 3 年・高等科 1 年のものと同等にすることが提案されている。

これにより、該当する全クラスについて発生する追加コストは約 971,000 円となる。

採決：

賛成：11

反対：0

棄権：0

3.5 修学旅行

別紙参照：

採決（既定の旅行代金の上限額が遵守されている場合）

賛成：11

反対：0

棄権：0

3.6 継続中の係争

校長が各係争の進捗状況について報告する：

- 退職合意を拒否した 2 名の元給食職員に関する訴訟が終結し、本校にとって非常に満足のいく妥協案が見出された。

- リセに対する東ゼン組合の申立て（東京都労働委員会）：労働委員会が提案し本校が受け入れた調停案を東ゼンが繰り返し拒否したため、それぞれの主張は出尽くした。委員会から両当事者に命令書形式の書簡が送付される予定である（2025 年中）。

- 15 時 15 分以降の超過勤務に関する教員 1 名の行政裁判所への訴え：2 月に証人尋問が行われる予定で、事件は審理中である。

4. 質疑応答

4.1 教職員代表の質問

質問 1：

保護者や教員による学校の財務諸表の閲覧を監督するために、学校が弁護士を雇う理由はなぜですか。この費用はいくらになりますか。

2024 年度の決算書には「Fonction Prov/risque ¥ 19,210,723」という項目が新たに記載されていますが、これは何の費用ですか。

回答：

財務諸表の閲覧要請が明確な法的枠組みの中で行われる限り、当法律事務所の弁護士の立ち会いが望ましいとされています。

計上された金額は実際の支出ではありません。これは現金支出を伴わない費用であり、単に会計上の引当金に相当するものです。

質問 2：

幼児・初等科の英語教育チームでは、2024 年-2025 年度に関しては 16 時間がコティーチング（共同授業）に割り当てられています。これは学校にとってどれだけの出費（円）になるのでしょうか。また幼児科でコティーチングを行う代わりに、パートタイムの幼児科アシスタント（ASEM）を雇うことはできないのでしょうか。ASEM の時給は 1,638 円であるため、英語教員を幼児科アシスタントとして使うよりも経済的ではないのでしょうか。

回答：

この質問は 2024 年 6 月 20 日の理事会で取り扱われました。コストは、他の教育業務同様、割り当て時間数に応じて計算されたこの業務を担当する各職員の給与に相当します。

質問 3：

（6 月 20 日の理事会議事録より）

2.1 係争中の事案

- 教員 1 名が時間外労働手当を要求して訴訟を起こしている（特に、15 時 15 分から 15 時 30 分までの時間帯）。本校は、教師が実際に行った授業時間数と作成された時間割に基づいて、

この要求に異議を唱えている。最初の審議で、リセは原告が提供した情報（3 か月分）が不正確であることを証明することができた。したがって、裁判官は原告の3 年間にわたるすべての請求について検証を行うことを決定した。今年は、証拠書類提出のため複数の審議が行われた。この案件は依然として進行中である。

訂正：これらの審理に出席した当組合の法定代理人によると、裁判官は不正確な点を見つけていません。役員事務局の表現は修正されるべきです。

回答：役員事務局はその表現と発言内容を撤回いたしません。

- 東ゼン労組が東京都労働委員会に不誠実団体交渉（学校側は否定）と英語での交渉実施（学校側は拒否）について申し立てを行った。調停委員が提案し学校側が受け入れた和解案に東ゼンが署名を拒否した後、今年は、新たに任命された委員による複数の審問が行われた（手続き開始以来 10 回以上の審問）。現在、手続きは最終段階に入っているとみられ、9 月に審問が予定されており、10 月に最後となりうる審問が行われる。

訂正：東ゼンは決して会議を英語で行うよう要求したことはなく、また和解案を拒否したこともありません。

役員事務局の表現は修正されるべきです。

理事会で、役員事務局の発言が東ゼンを困難な状況に貶めるのは初めてのことでありません。

回答：役員事務局はその表現と発言内容を撤回いたしません。

質問 4：

こんにちは。来年度のクラス編成の変更に伴い、幼児・初等科及び中・高等科で人員削減が行われるのでしょうか？もしそうであれば、現在の職員のために何か対策を講じていますか？

回答：議案 2.2 を参照のこと。

質問 5：

6 月の理事会議事録は 11 月 27 日に配布されました。理事会へ提出する質問等は 12 月 3 日までに教職員代表に伝えなければなりません（内容を把握し、同僚と話し合い、対応するのにわずか 5 日間）。これでは役員事務局と職員間の対話の余地を狭め、学校の運営に悪影響を及ぼします。会議開催後 1 ヶ月以内に議事録を提出し、検討に費やす時間をもっと職員に与えることは可能でしょうか？

回答：公式議事録は、書記および副書記によって作成され、議長によって承認された後、該当する決議機関のメンバーに配布されます。教職員代表は次の会議で、修正の有無にかかわらず、この議事録を投票によって承認する必要があります。この作成と承認のプロセスには必然的に時間がかかります。

質問 6：

2024 年 6 月の理事会の議事録で、インスティトゥット・セルバンテスに関して、年 3 回の検定試験のセッションを含む新しい協定が締結されたと記載されていました。しかし、去る 10 月 3 日の教育評議会で、カンペルス校長はセルバンテスからの返答がないと述べました。

- この協定の現状はどうなっていますか？
- 役員事務局はこの件について、いつ頃保護者向けに通知する予定なのでしょうか？

回答：協定は保留中です（セルバンテスの所長が 2024 年夏に交代しました）。両者が協定を承認するまで、保護者に宛てた通知は予定されていません。

質問 7：

高額な授業料を支払っているのに、なぜ中・高等科の生徒たちにはバスケットゴールがないのでしょうか？

回答：授業料とバスケットゴールの購入には関連性はありません。現在、ゴールの設置に関する見積もりを進めています。

シェレル＝エフォス氏は、理事会を退席しなければならないと告げるとともに、大使の出席に感謝し、これは学校にとって名誉なことであると挨拶。また議論が興味深いものであったことに言及し、理事会はこういった討論を可能にする場であると評価する。最後に、彼女は現在の状況について理事会に警告を発する。すなわち監督官庁が AEFE への補助金を削減したことで、派遣職員と奨学金に影響を与えている件である。これは支出に関して極めて慎重な対応が必要であることを意味する。

19 時 50 分に閉会となる。

残りの質疑は文書にて回答することになる。

質問 8：

- 昨年度のアメリカインターナショナルセクション（SIA）におけるコティーチング導入にかかった人件費を知ることは可能でしょうか？
- 2024-2025 年度では、この費用はどのように見積られていますか？

回答：この質問は 2024 年 6 月 20 日の理事会ですでに扱われています。質問 2 の回答を参照してください。

質問 9：

現在、修学旅行の費用には 15 万円の上限が設けられています。私たちは、クラス全体が対象ではない旅行に限り、この規則の例外を検討したいと考えています。この調整により、アジア・パシフィック圏で享受できるまたとない機会を生徒が十分に活用することができます。

これら特定のケースについて予算制限を解除することで、教育的観点から生徒個人にとっても非常に豊かな経験を提供できるでしょう。この取り組みは生徒たちの成長に直接貢献し、同時に私たちの教育的使命と国際協力を果たすものであると確信しています。

この要求についてご検討いただければ幸いです。必要であれば、詳細についてさらなる議論に応じる用意があります。

回答：理事会がこの問題を次回の理事会の議題に取り上げることが希望する場合、議事として検討することが可能です。

質問 10：

以下の事項を職員室に掲示するか、文書で共有することは可能でしょうか：

- 1) 学校の総授業時間数
- 2) 各科目への時間配分
- 3) 各科目の公式時間数規定（官報）

これにより、科目間における時間配分の決定（グループ、補習、選択科目、選択科目ごとの生徒数など）について明瞭に理解することができると考えます。

また、これらの選択について教育審議会で協議して決定することは可能でしょうか？

実際、これまでこれらの選択決定に関しては各科目間で議論されたことはありません。

回答：当校はフランスの公立地方教育機関（EPLE）ではないため、大学区（教育委員会）から配分される総授業時間数（DGH）はありません。すべての授業時間を自己資金で賄っています。授業配分の選択決定は、管理職業務の一つであり、国民教育省が定めた厳格な公式授業時間の枠組みの中で、学校の予算制約を尊重しながら行われています。また、教科会議で表明された教育チームのニーズ、業務上の必要性、教育審議会や学校運営評議会で議論された教育的取り組みを考慮して決定されています。学校運営方針も選択を決定づける要素となっています。

4.2 保護者代表の質問

質問 1：

保護者は、昨年開始された代替資金源の調査に関する進捗状況を知りたがっています。具体的には、以下の取り組みについて学校の現状を教えてください：

- スポンサーシップ
- 企業とのパートナーシップ
- 企業寄付金制度の更新

また、今後数ヶ月のうちに予定されているステップについても詳しく教えてください。

回答：企業寄付金制度枠の寄付金は 9000 万円となっています。自動車業界の企業撤退が主な原因で、金額は減少しています。エルメス社が寄付金制度への参加、もしくは初等科校庭の改修など特定のプロジェクトへの支援金について検討中です。

次のステップは、寄付企業にとっての利点、税制上の優遇措置、人事面でのメリットなどについて、しっかりとした説得手段を構築することです。この作業は現在進行中ですが、まずは論拠を準備し、それから企業に向けて訴えることが必要だと思われます。候補企業との接触は始まっていますが、まだ最終決定には至っていません。

質問 2：

保護者は、2025-2026 年度予算で以下の取り組みを検討してほしいと考えています。

- 2025 年度の新学期から ULIS クラス（インクルーシブ教育学級）を設置する

- 可能であれば校内にスクールカウンセラーを配置
これらの実施に必要な手順を示していただけますか。

回答：ULIS クラスに関しては、現在 AEFE 管轄フランス学校には存在していないため、調査検討に取りかかる前に AEFE からの指示を待つ必要があります。また、どのような措置であっても、新規に開設する場合は、事前にニーズ、将来の見通し、コスト等の調査が必要となります。

スクールカウンセラーのポストについては、2024 年 6 月 20 日の理事会で、今年度末までに役員事務局が必要な情報を理事会に提出することを約束しました。

質問 3：

修学旅行規則に定められている旅行費用の上限額については、クラス全体の旅行と、スポーツ交流や Prozap プロジェクトなどの小グループの旅行とを区別して設定することを保護者は希望しています。

回答：これについては、教職員代表の質問 9 への回答を参照してください。

法人事務局長

アンヌロール・カンペルス

法人総務部長

モラッド・ダマンヌ